

日本年金機構からのお知らせ

「報酬月額変更届」提出のお願い

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定しますが、**固定的賃金の増減により報酬が大幅に変動した場合は、「報酬月額変更届」により改定を行います。**改定は次の3つの条件をすべて満たす場合に行います。

- (1) 昇給または降給等により固定的賃金に変動があった。
- (2) 従前の標準報酬月額と、変動月(昇給または降給月)から3カ月間に支給された報酬の平均額との間に2等級以上の差が生じた。
- (3) 3カ月間の支払基礎日数が17日以上。

「算定基礎届 総括表」にご記入いただいた「8月または9月に月額変更予定の方」が、**予定どおり月額変更**に該当する場合には、「報酬月額変更届」を忘れずにご提出ください。

なお、「報酬月額変更届」の詳しい内容は、
日本年金機構ホームページをご覧ください。

2カ所以上の事業所に勤務する方の届出

被保険者が同時に複数(2カ所以上)の適用事業所に勤務することになった場合は、いずれか1つの事業所を選択して管轄する年金事務所(または保険者)を決定する必要があります。このような場合は、選択した事業所を管轄する年金事務所に「**健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届**」を提出するよう従業員の方に周知をお願いします。

【届書名】・・・健康保険・厚生年金保険 被保険者所属選択・二以上事業所勤務届

【添付書類】・・・健康保険被保険者証*

【提出期限】・・・複数の事業所に勤務したときから10日以内

【提出者】・・・被保険者

※ この届出に伴い、被保険者証の番号が変更になりますので、すでに全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入している場合は、被扶養者分を含めて添付が必要です。

「わたしと年金」エッセイを募集しています

日本年金機構は、11月を「ねんきん月間」と位置付け、厚生労働省と協力して啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

その一環として、広く国民の皆さまから「わたしと年金」をテーマにしたエッセイを募集します。

応募者ご自身やご家族の公的年金制度との関わり、公的年金の大切さなどに関するエピソードをお待ちしています。

募集要項は日本年金機構ホームページでご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構

Japan Pension Service